

「長崎県手話言語条例」逐条解説



令和6年11月

長崎県福祉保健部障害福祉課

一 目 次 一

前 文	1
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	5
第4条 県の責務	6
第5条 市町との連携	7
第6条 県民の役割	8
第7条 障害者関係団体の役割	9
第8条 事業者の役割	10
第9条 計画の策定及び推進	11
第10条 手話を獲得する機会の確保等	12
第11条 手話を学ぶ機会の確保等	13
第12条 手話を用いた情報発信等	14
第13条 手話通訳を行う人材の育成	15
第14条 学校における手話の普及	16
第15条 事業者への支援	17
第16条 ろう者及びろう者の団体による普及啓発	18
第17条 財政上の措置	19

〔前 文〕

（前文）

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手指や体の動き、表情等により視覚的に表現される独自の言語である。

しかし、手話は、かつて言語として認められておらず、過去には、口話法によるろう教育が推し進められるなど、手話の使用が制約された時代が長く存在している。

こうした中にあっても、手話は、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきた。

平成 18 年の国際連合総会において、手話が音声言語と同じく言語であることを明記した障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）が採択された。

また、平成 23 年に改正された障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）では、手話が言語に含まれることが明記されるとともに、平成 26 年には障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置付けは、制度的に確立された。

しかしながら、手話に対する県民の理解はいまだ十分に深まっているとは言い難く、物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁など、ろう者は社会生活上の生きづらさを抱えている。

このような中、長崎県では、平成 9 年に長崎県福祉のまちづくり条例（平成 9 年長崎県条例第 9 号）を制定し、すべての県民が共に生きる豊かな地域社会の実現のため、障害者等について理解を深め、障害者等があらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加できる福祉のまちづくりを推進している。

また、平成 25 年に、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成 25 年長崎県条例第 25 号）を制定し、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害の有無にかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に取り組んでいるところである。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の認識の普及、手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者を含むすべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

【趣旨】

この前文は、本条例の理念や目的を明らかにしたものです。

【解説】

1 前文は、具体的な規範を定めたものではないため、その内容から直接法的効果が生じることはありませんが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義や効力を示しています。

2 この前文は、9つの段落で構成されています。

第1～3段落では、手話とはどのようなものか、手話の使用が制約された時代がありながらも、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきたことを記述しました。

第4～6段落では、手話が法令上言語として位置付けられていますが、手話に対する理解がいまだ十分に深まっているとは言い難く、ろう者は社会生活上の生きづらさを抱えていることを記述しました。

第7～8段落では、共生社会の実現のために本県が取り組んでいる「長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）」及び「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成25年長崎県条例第25号）」について記述しました。

以上を踏まえて、第9段落では、ろう者の含むすべての県民が、共生することのできる地域社会を実現する条例制定の趣旨を記述しました。

【参考】

○障害者の権利に関する条約（抜粋）

第二条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

○障害者基本法（抜粋）

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 ～ 二 略

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

〔第 1 条（目的）〕

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識の下に、言語としての手話の認識の普及について、手話言語に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、障害者関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策に必要な基本的事項を定め、もって、ろう者を含むすべての県民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の規定する内容を総括的に示すとともに、本条例の目的を明らかにし、併せて、本条例を解釈し運用する場合の指針を与えるものです。

【解説】

- 1 本条例は、ろう者を含むすべての県民が共生することのできる地域社会を実現することを目的としています。
- 2 本条例では、ろう者を含むすべての県民が共生することのできる地域社会を実現に向け、手話言語に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、障害者関係団体の及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策に必要な基本的事項を定めています。
- 3 「手話言語に関する施策に必要な基本的事項」とは、計画の作成及び推進（第 9 条）、手話を獲得する機会の確保（第 10 条）、手話を学ぶ機会の確保（第 11 条）、手話を用いた情報発信等（第 12 条）、手話通訳を行う人材の育成（第 13 条）、学校における手話の普及（第 14 条）、事業者への支援（第 15 条）、ろう者及びろう者の団体による普及啓発（第 16 条）、財政上の措置（第 17 条）のことを指しています。

〔第2条（定義）〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）手話言語 ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であるものをいう。
- （2）ろ う 者 聴覚障害者のうち、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例において必要な用語の定義を定めたものです。

【解説】

- 1 本条例に規定する「手話言語」とは、手の形や位置、動きをもとに、表情を活用する独自の文法体系を持った言語であり、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産（人間の文化的諸活動で生み出されたもの）であるものをいいます。
- 2 「ろう者」については、「聴覚障害者のうち、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営む者という。」と定義しており、手話を第一言語として使用している者はもちろん、盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害を併せ持った人）、軽度難聴者や中途失聴者（病気や事故などにより途中で聞こえなくなった人）であって、手話を使用して流暢に会話はできないものの、手話を学び、生活を営み始めている者も含みます。

〔第3条（基本理念）〕

（基本理念）

第3条 ろう者を含むすべての県民が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の基本理念を定めたものです。

【解説】

手話の普及においては、ろう者を含むすべての県民が、お互いを理解し尊重し合いながら、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識を持つことが重要であるという本条例の基本的な理念を規定しています。

〔第4条（県の責務）〕

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

2 県は、市町と連携し、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

3 県は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県の責務を定めたものです。

【解説】

- 1 第3条の基本理念に従い、手話ができる者（手話通訳者及び手話を使用することができる者）の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めることを規定しています。
- 2 手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進にあたっては、県単独で取り組むのではなく、市町と連携することを努力義務として規定しています。
- 3 学校における手話の普及のための取組への支援に努めることを努力義務として規定しています。

〔第5条（市町との連携）〕

（市町との連携）

第5条 県は、基本理念に対する県民の理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、市町と連携を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市町との連携を定めたものです。

【解説】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条は、市町村が行う地域生活支援事業として、聴覚障害者等に対する意思疎通支援を行う者の派遣事業が挙げられています。

基本理念に対する県民の理解促進及び手話をはじめとした意思疎通手段を利用しやすい環境の整備にあたっては、市町との連携が重要であり、互いに連携を図るよう努めていくことを規定しています。

〔第6条（県民の役割）〕

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民の役割を定めたものです。

【解説】

県民一人ひとりが手話に対する理解を深め、手話の普及に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

〔第7条（障害者関係団体の役割）〕

（障害者関係団体の役割）

第7条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、県民、事業者等の手話に対する理解を深めるために必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、障害者関係団体の役割を定めたものです。

【解説】

- 1 障害者関係団体とは、障害者当事者団体や障害者の支援を行う団体のことをいいます。
- 2 本条例が掲げる共生社会の実現には、様々な障害者関係団体の理解や協力が必要であることから、この規定を設けています。

〔第8条（事業者の役割）〕

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、手話その他のろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の役割を定めたものです。

【解説】

ろう者の暮らしにとって、日常生活の多くで事業者とのかかわりが不可欠であり、ろう者が利用しやすいサービスを提供することが望まれることから、このようなサービスを提供するよう努めることとしています。

〔第9条（計画の策定及び推進）〕

（計画の策定及び推進）

第9条 県は、法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関し必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、長崎県手話言語施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、計画の作成及び推進について定めたものです。

【解説】

- 1 障害者基本法に基づく都道府県障害者計画において手話の普及等に関し必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進していくことを規定しています。
- 2 手話の普及等に関し必要な施策を定める際に、長崎県手話言語施策推進協議会の意見を聴くことを規定しています。

〔第 10 条（手話を獲得する機会の確保等）〕

（手話を獲得する機会の確保等）

第 10 条 県は、市町その他関係機関と連携し、聴覚障害のある人が乳幼児期からその家族等と共に手話に関する情報提供を受け、手話を獲得し、又は習得することができる機会の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話を獲得する機会の確保について定めたものです。

【解説】

- 1 手話は言語であり、手話を必要とする子どもの成長のためには、なるべく早くから手話を身に付ける機会を確保することが重要です。そのため、市町その他関係機関と連携し、乳幼児期からその家族等と共に手話に関する情報提供を受け、手話を獲得し、又は習得することができる機会の確保に努めることを規定しています。
- 2 「獲得」とは、乳幼児期に第一言語（母語）として自然に身に付けることを言い、「習得」とは、学習により第二言語として身に付けることを言います。

〔第 11 条（手話を学ぶ機会の確保等）〕

（手話を学ぶ機会の確保等）

第 11 条 県は、市町その他関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

2 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、その職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

【趣旨】

本条は、県民が手話を学ぶ機会の確保等について定めたものです。

【解説】

- 1 ろう者が、手話を使用して日常生活及び社会生活を送るうえで、手話により他者と意思疎通を図ることができる環境を整備することが必要であり、県民が手話を学ぶ機会を確保することが重要です。その確保にあたっては、市町その他関係機関、ろう者、手話通訳者等（手話通訳者及び手話を使用することできる者）との連携が必要であるため、その旨を規定しています。
- 2 手話の普及等に関する施策を推進するためには、県の職員が手話を学ぶ機会を確保することを規定しています。

〔第 12 条（手話を用いた情報発信等）〕

（手話を用いた情報発信等）

第 12 条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話によりその安全を確保するために必要な情報を取得することができるよう、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、手話を用いた情報発信等について定めたものです。

【解説】

- 1 県政情報に関する手話を用いた情報発信について、県の努力義務を規定しています。
- 2 ろう者は情報の取得に制約があるため、災害等の非常時には適切な情報伝達が重要となります。災害時等の対応は一義的には市町が行うことを踏まえ、市町に対して必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとしています。

〔第 13 条（手話通訳を行う人材の育成）〕

（手話通訳を行う人材の育成）

第 13 条 県は、手話通訳を行う者の確保並びに能力及び資質の向上が図られるよう手話通訳を行う者の養成を実施するものとする。

2 県は、市町と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話通訳を行う人材の育成等について定めたものです。

【解説】

1 「手話通訳を行う者」とは、意思疎通支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業）における手話通訳者（次の表の手話通訳士及び手話通訳者）に加え、手話奉仕員を含みます。

手話通訳士	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 96 号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者
手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者
手話奉仕員	聴覚障害者等の交流活動の促進、市町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者

※「地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 「派遣等」とは、手話通訳を行う者を派遣する場合のほか、情報通信技術を利用して手話通訳を行うサービスを実施することも含んでいます。

〔第14条（学校における手話の普及）〕

（学校における手話の普及）

- 第14条 聴覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下「聴覚障害児等」という。）が通学する学校の設置者は、聴覚障害児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 聴覚障害児等が通学する学校の設置者は、聴覚障害児等及びその保護者に対し、手話を学ぶ機会を提供するとともに、手話に関する教育に係る相談及び支援に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、学校における手話の普及について定めたものです。

【解説】

- 1 聴覚障害児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識及び技能向上を図るうえで必要な措置を講ずることについて、学校の設置者の努力義務を規定しています。
- 2 聴覚障害児等の教育に当たっては、学校と家庭の連携が不可欠であるため、聴覚障害児等及びその保護者に対し、手話を学ぶ機会を提供するとともに、手話に関する教育に係る相談及び支援について学校の設置者の努力義務を規定しています。

〔第 15 条（事業者への支援）〕

（事業者への支援）

第 15 条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために、事業者に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、事業者への支援について定めたものです。

【解説】

事業者がろう者に対しサービスを提供するときやろう者が働きやすい環境の整備にあたって、県は事業者に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

〔第 16 条（ろう者及びろう者の団体による普及啓発）〕

（ろう者及びろう者の団体による普及啓発）

第 16 条 ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、手話の普及啓発活動を行うにあたって、当事者であるろう者及びろう者の団体が自主的に実施するよう努めることを規定しています。

【解説】

手話の普及啓発には、県や市町だけが行うものではなく、当事者であるろう者やろう者の団体においても主体的に取り組むよう努めることが必要と考えられるため規定しています。

〔第 17 条（財政上の措置）〕

（財政上の措置）

第 17 条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話の普及等に関する施策を推進するための県の財政上の措置について定めたものです。

【解説】

施策の推進のためには、予算を確保することは重要であることから、必要な経費の予算化に努めることとしています。